

その他

(案)

令和3年 月 日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会会長

情報公開・個人情報保護運営審議会の書面審査について

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令されるなど、社会全般において、人と人との接触機会を減らし、集団感染リスクの軽減を図る措置が求められている。そのため、当審議会においても、感染リスクの軽減を図るため、必要に応じて書面での審査を行うことが想定されるが、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（以下「審議会条例」という。）及び川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例には書面審査に関する規定が設けられていない。

よって、当審議会における書面審査の運用については、審議会条例第11条の規定に基づき下記のとおり定める。

記

1. 開催基準

緊急事態宣言が発令されているとき、又はそれに準じた事態と会長が判断するときに、審議会条例第2条第1項の規定により調査審議する事項があること。ただし、リモートによる会議の開催が可能な環境にある場合には、当該方法による会議を優先するものとする。

2. 審査の手順

原則として、①資料の送付、②質疑・意見の提出、③質疑・意見に対する回答（必要に応じて②、③を繰り返す）、④答申案の送付、⑤答申案に対する意見の提出（賛否を含む）、⑥答申の確定の順に審査を進める。ただし、審議内容によってはこれらの手順を会長の判断により追加・省略することができる。

3. 答申の確定

書面審査時における答申の確定は、委員全員の承認がある場合のみとし、答申案に反対する者がある場合には、会議を開催し、出席委員の過半数をもって決する。

4. 報酬

答申案に対する意見（賛否いずれかの意思を示したもの）の提出及び答申の確定（書面審査のみで確定した場合に限る）をもって報酬を支払うものとする。

5. その他

上記に定めるもののほか、書面審査の運用に関し必要な事項は、会長が副会長に意見を聴いた上で定める。ただし、重要な事項は委員全員に意見を求めるものとする。